

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 2月22日

【会社名】 ジーエルサイエンス株式会社

【英訳名】 GL Sciences Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 外丸 勝彦

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目22番 1号

【電話番号】 03(5323)6633(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 高橋 良彰

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目22番 1号

【電話番号】 03(5323)6633(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 高橋 良彰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年2月21日開催の取締役会において、平成25年4月1日を効力発生日として、当社の自動認識事業を新設分割し、新たに設立するジーエルソリューションズ株式会社（以下「新設会社」という。）に承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社は自動認識事業を分社化することにより、独立会社として意思決定の迅速化及び経営責任体制の明確化を図るとともに、限られた経営資源の最適化を進め、コスト競争力・収益力の強化を目指してまいります。

(2) 新設分割について

新設分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立する新設会社を承継会社とする新設分割です。

（注）本会社分割は、会社法第805条の規定により、株主総会の承認を得ることなく行います（簡易新設分割）。

新設分割に係る割り当ての内容

新設会社は、新設分割に際して普通株式10,000株を発行し、新設分割により承継する権利義務に代えて、そのすべてを当社に交付いたします。

その他の新設分割計画の内容

当社が平成25年2月21日の取締役会で承認した新設分割計画書の内容は後記のとおりであります。

(3) 新設分割に係る割り当ての内容の算定根拠

当社単独の新設分割であり、新設会社の株式のみが当社に割り当てられるため、第三者機関による算定は実施しておりません。割り当て株式数につきましては、新設会社の資本金等の額を考慮して決定いたしました。

(4) 新設分割の後の新設会社の商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	ジーエルソリューションズ株式会社
本店所在地	東京都台東区蔵前四丁目16番3号
代表者の氏名	取締役社長 橋詰 博文
資本金	100百万円
純資産の額	200百万円
総資産の額	913百万円（予定）
事業内容	RFID機器の開発及び製造販売

平成25年2月21日

新設分割計画書

東京都新宿区西新宿六丁目2番1号

ジーエルサイエンス株式会社

取締役社長 外丸 勝彦

ジーエルサイエンス株式会社（以下「当社」という。）は、当社が自動認識事業に関して有する権利義務を、新たに設立するジーエルソリューションズ株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

1. 新会社の定款で定める事項等

(1) 新設会社の概要

目的 : 別紙1「定款」第2条に記載のとおり
商号 : ジーエルソリューションズ株式会社
本店の所在地 : 東京都台東区
発行可能株式総数 : 40,000株

(2) 前号に掲げるもののほか、新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

2. 新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名

(1) 設立時取締役 : 橋詰 博文、藤本 敢、富塚 章、黒川 利夫
(2) 設立時監査役 : 阿部 博

3. 新設会社が本分割により当社から承継する権利義務に関する事項

(1) 新設会社は、本分割に際して別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおり、当社から資産その他の権利を承継するものとする。
(2) 当社から新設会社に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

4. 新設会社が本分割に際して交付する株式

新設会社は、本分割に際して普通株式10,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務に代えて、当社に対し交付する。

5．新設会社の資本金及び準備金の額

- (1) 資本金の額 : 100,000,000円
(2) 資本準備金の額 : 100,000,000円

6．分割期日

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割期日」という。）は、平成25年4月1日とする。ただし、手続きの進行上の必要性その他の事情により必要な場合には、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

7．簡易分割

当社は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく、本分割を行うものとする。

8．競業避止義務

当社は、新設会社が承継する営業について分割期日後において競業する事業を行うことはできない。

9．事情の変更

本計画書作成後、分割期日に至るまでの間に、天災、地変、その他の事由により、当社の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合には、当社の取締役会決議により本計画書を変更し、または本分割を中止することができる。

10．その他の事項

本計画書に定めるもののほか、本分割に必要な事項は、本計画書の趣旨に従って当社の取締役会がこれを定める。

以 上

別紙 1

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ジーエルソリューションズ株式会社と称し、英文では、GL Solutions Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 個体識別情報およびその付帯情報を記録したタグ（カード形状、コイン形状、ラベル形状等）とそれらの読取装置の製造販売
- (2) 生体情報を利用した個体識別機器の製造販売
- (3) 防犯、防火、防災および救急等の安全装置、設備の製造販売
- (4) 光、電波（RFID技術等）、赤外線、レーザー光線、音波、超音波、磁気等および前（1）、（2）号による人、動物および物品の管理・監視装置、設備の製造販売
- (5) 産業用電子機器および制御機器・電子計算機とその周辺機器、またそれらに関連するシステムおよびソフトウェアの開発製造販売
- (6) 前（1）号のタグ（カード形状、コイン形状、ラベル形状等）への加工全般（形状加工、情報書込、印刷等）の諸事業
- (7) 前（1）～（4）各号を利用した応用製品および応用システムの製造販売
- (8) 前（1）～（4）各号に関連するソフトウェアの製造販売
- (9) 前（1）～（5）各号に関連する技術および情報の販売
- (10) 前（1）～（5）各号に関連した設備の設計施工に関する諸事業
- (11) 前（1）～（5）各号に関連した設備の維持管理に関する諸事業
- (12) 前（1）～（11）各号に関連する他社商品の仕入れ販売

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は40,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第8条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第9条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。

(総会の決議の方法)

第10条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第11条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第12条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第13条 当社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第14条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第15条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第 16 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 17 条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 18 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 19 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第 20 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 21 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- 2 . 取締役会はその決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
- 3 . 取締役社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、または業務を分掌する。

第 5 章 監 査 役

(監査役の設置)

第 23 条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第 24 条 当社の監査役は 3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 25 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(監査役の報酬等)

第 27 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 29 条 当会社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 30 条 当会社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

別紙 2

承継権利義務明細表

本分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において自動認識事業（以下「本事業」という。）に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成24年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1．承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、売掛金、製品、仕掛品、前払費用、その他の流動資産

(2) 固定資産

有形固定資産

本事業に属する建物、機械及び装置、工具器具備品、その他の有形固定資産

無形固定資産

本事業に属する無形固定資産

投資その他の資産

本事業に属する投資その他の資産

2．承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する買掛金、未払費用、その他の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する固定負債

3．承継する雇用契約以外の権利義務等

(1) 本事業に属する一切の知的財産

(2) 本事業に属する売買契約、賃貸借契約、リース契約、その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利

(3) 本事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承認可能なもの

4．雇用契約上の権利義務

本事業に従事する当社の従業員との雇用契約は、分割期日において新設会社に承継される。

以 上